

第 12 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 平成 16 年 9 月 16 日 (木) 10:00 ~ 11:45

2. 場 所 虎ノ門パストラル新館 5 階マグノリア

3. 出席者 (敬称略 , 五十音順)

出席委員 : 飯塚分科会長 (東京大学) , 唐澤副分科会長 (東京電力) , 岡村 (電源開発) , 久保田 (核燃料サイクル開発機構) , 佐々木 (中国電力) , 佐藤 (東京海洋大学) , 鈴木 (日立製作所) , 清野 (原子力安全・保安院) , 平 (日本製鋼所) , 高橋 (富士電機) , 中野 (原子力安全基盤機構) , 西野 (NS ネット) , 平山 (東北電力) , 三角 (三菱重工業) , 矢作 (東芝) , 山田 (四国電力) , 結城 (原子力安全・保安院) , 吉村 (日本原燃) , 渡邊 (東京電力)

代理委員 : 岡野 (九州電力 谷本代理) , 倉田 (中部電力 中世古代理) , 小宮山 (グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 池田代理) , 菅原 (北海道電力 島津代理) , 須藤 (日本原子力発電 濱田代理) , 中沢 (北陸電力 楠代理) , 三枝 (石川島播磨重工業 宮口代理) , 山手 (関西電力 大塚代理) ,

欠席委員 : 植松 (三井造船) , 白石 (三菱電機) , 東 (発電設備技術検査協会) ,

常時参加者 : 白柳 (東京電力)

オブザーバ : 示野 (電気事業連合会) , 平野 (日本電機工業会) , 米田 (原子燃料工業)

事務局 : 浅井 , 池田 , 上山 , 国則 (日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.12-1 第 11 回品質保証分科会 議事録 (案)

資料 No.12-2 品質保証分科会委員名簿

資料 No.12-3 品質保証検討会委員名簿

資料 No.12-4 JEAG 4121 制定案 原子力規格委員会書面投票 (No.15-1) コメント及びその対応

資料 No.12-5 JEAG 4121 「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC 4111-2003) の適用指針 - 原子力発電所の運転段階 - 」制定案書面投票内容の変更問い合わせ 回答コメント及びその対応

資料 No.12-6 JEAC 4111-2003 講習会について (提案)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

品質保証分科会委員総数 30 名中出席委員 27 名で、委員総数の 3 分の 2 以上という会議開催条件を満たし、会議が成立することが確認された。

(2) 議事次第と配付資料の確認

当日の議事次第と配付資料が確認された。

(3) 第 11 回品質保証分科会議事録（案）について

事務局より、資料 No.12-1 に基づき、第 11 回品質保証分科会議事録（案）の紹介があり、本内容で正式議事録とすることが、全員の賛成で承認された。

(4) 品質保証分科会新常時参加者候補・新委員候補・退任委員について

事務局より、資料 No.12-2 に基づき、新常時参加者候補の紹介があり、全員の賛成で承認された。併せて、新委員候補・退任委員の紹介があり、本内容で次回 9 月 28 日の第 16 回原子力規格委員会に提案することが全員の賛成で承認された。なお、委員やオブザーバとの差異など含め、常時参加者の扱いや必要性について、基本方針策定タスクに検討を依頼することとした。

(5) 品質保証検討会新委員候補・退任委員について

事務局より、資料 No.12-3 に基づき、新委員候補・退任委員の紹介があり、全員の賛成で承認された。

(6) JEAG 4121 制定案 原子力規格委員会書面投票結果について

事務局より、JEAG 4121 制定案の原子力規格委員会書面投票の経緯が紹介された後、渡邊委員より、資料 No.12-4, 5 に基づき、書面投票コメント及びその対応と、書面投票内容の変更問い合わせ回答コメント及びその対応案の紹介があった。議論の結果、当日の議論内容を踏まえて品質保証作業会で資料 No.12-5 の対応案を修正し、分科会委員に事前にメールで配信の上、第 16 回原子力規格委員会に上程することとした。なお本件に関連して、反対票の扱いなど原子力規格委員会の書面投票に関する規約中、分科会長より、改善するために必要と思われる点について、次回の原子力規格委員会に見直しを提案することとした。

資料 No.12-5 の対応案に関する主なコメントは以下のとおり。

- ・ コメント No.1 については、原子炉安全小委員会で取りまとめた国の技術基準のあり方における、技術基準の性能規定化と民間規格の活用方針を踏まえ、JEAC 4111 が制定され、国の技術評価で認められたという事実の説明が必要と思われる。また、

参照する実用炉規則は第 7 条の 3 から第 7 条の 3 の 7 と修正すること。

- ・ コメント No.2-1 については、適用指針という性格から、どの規格に対して適用するか年号も含めて記載し特定する今の表題が適切であり、また対象規格が改定された場合の適用指針発行元の責任は、可及的速やかに適用指針を改定し発行することであるという説明をすること。
- ・ コメント No.2-2, 2-3 については、JEAC 4111 は原子力安全に特化しておりその対象範囲には安定供給などを含んでいないこと、JEAG 4121 の範囲も JEAC 4111 であり拡げていないことを説明すること。

(7) JEAC 4111-2003 講習会について

平山委員より、資料 No.12-6 に基づき、今後の JEAC 4111 講習会についての提案があった。議論の結果、専門コースについては分科会以下のメンバーで講師となり実施する方針で、JEAG 4121 制定後の開催を目途に検討を開始し、一般コースについては分科会以下のメンバーから講師を出す人的資源の余裕がないため、外部講師の採用など含めて日本電気協会で候補となる案を検討し、提案することとした。

以 上